

2024年3月1日

各位

株式会社 三十三銀行

元行員による不祥事件について

今般、株式会社三十三銀行（頭取：渡辺 三憲）におきまして、下記の通り、不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的役割を担い信用を第一とする金融機関として、かかる事態を招いたことにつきまして役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から弊行を信頼し、お取引をいただいておりますお客さま、株主の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- (1) 事故者 : 元行員（男性、30代、取引先課）
- (2) 内容 : 事故者は担当していた桜井支店のお取引先である高齢のお客さま（1名）の自宅にて、預貯金及び現金を盗取し着用していたことが、2023年12月14日に発覚いたしました。
- 事故者は、2017年1月から2023年11月にかけて、業務時間外にお客さまを訪問し、
- ・お客さまが自宅で保管していた現金を盗む、
 - ・お客さまの預貯金通帳（三十三銀行・他行）・キャッシュカード（三十三銀行）を無断で使用し、ATMで出金して元の保管場所に戻す、との手口にて盗取を繰り返し、総額32,157,000円を着服し、時計や鞆等のクレジット購入の支払、ローンの返済等に充てていました。
- (3) 発覚の経緯: お客さまのご親族から問合せを受け、調査の結果発覚したものです。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、個別に事実関係をご説明するとともに、深くお詫び申し上げます。また、被害金額は弊行が弁済いたしました。

なお、弊行での調査の結果、本件以外に被害に遭われたお客さまは確認されておりません。

3. 監督官庁等への通報

事件発覚後、速やかに法令に基づく監督官庁への報告を行いました。また、所轄の警察にも通報・相談しております。

4. 人事処分

2024年2月29日付で事故者を懲戒解雇処分といたしました。また、役員、関係者につきましては、今後、経営責任等、責任の所在を明らかにしたうえで、行内規程に基づき厳正に処分いたします。

5. 今後の対応

弊行は、これまでもコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、態勢整備に努めてまいりましたが、今回の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、内部管理態勢の一層の充実を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識の向上に努め、信頼回復に向けて全行を挙げて取り組んでまいります。

6. お問い合わせ窓口

本件に関するお問い合わせ等は、以下のフリーダイヤルまでお願い申し上げます。

以上

電話番号：0120-015-933(フリーダイヤル)

受付時間：午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除きます）

【本プレスリリースに関するお問い合わせ先】

経営企画部 石原 TEL(059)354-7187